

住宅性能評価料金表



株式会社確認検査愛知

(税込) 単位:円

(表-1) 設計住宅性能評価

	設計住宅性能評価(必須項目のみ)		長期使用構造等確認を併せて申請	
	200㎡以下	200㎡を超える	200㎡以下	200㎡を超える
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	62,000 ※1※2※3※4	75,000 ※1※3※4	左記に8,000加算	
共同住宅	150,000+評価対象戸数×10,000加算 ※3 ※5			

(表-2) 建設住宅性能評価

	200㎡以下	200㎡を超える
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	140,000	164,000
共同住宅	140,000+評価対象戸数×10,000加算 ※5	

(表-3) 変更設計住宅性能評価および変更建設住宅性能評価

	設計住宅性能評価及び 建設住宅性能評価のみの申請	長期使用構造等確認を併せて申請
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	当初申請料の半額 ※6	
共同住宅		

(表-4) 長期使用構造等確認

	200㎡以下	200㎡を超える
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	66,000 ※1※2※3	79,000 ※1※3
共同住宅	154,000+評価対象戸数×10,000加算 ※3	

(表-5) 長期使用構造等の変更確認申請および軽微変更該当証明申請

	申請内容	変更内容	
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	変更確認申請 軽微変更該当証明	誤記補正等のみ	2,200
		構造項目以外の変更のみの場合	10,000
		構造項目のみの変更の場合	20,000
		構造項目及び構造項目以外の変更がある場合	28,000
共同住宅	//	当初申請料の半額 ※6	

※1 当機関での確認申請と同時でない場合は、算出された手数料に1.5を乗じた金額とします。

※2 新3号建築物の場合は、14,000円を加算します。

※3 在来木造・枠組壁工法以外の構造の住宅は、上記手数料に20%を加算します。

※4 選択項目1項目につき、14,000円を加算します。

※5 選択項目1項目につき、評価対象戸数×3,500円を加算します。

※6 直前の評価等の業務をした者が当機関の場合に限ります。

【共通】

- ・特殊な構造計算は、別途見積りとなります。
- ・検査回数が4回を超える場合は、検査回数が1回増すごとに、33,000円を加算します。
- ・一敷地に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟毎の該当する料金の合計となります。
- ・建設住宅性能評価において、建築基準法に基づく現場検査と同時に現場検査が出来ない場合、下記の地域は、別途26,000円の遠隔地手当を検査回数分加算します。

豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村